

本年度から始まった「住宅政策」を人口減対策と地域活性化に活用

※自治体が取組むか否かで新たな「地域間格差」が出来る可能性があります。

今年からの政策は従来の「住宅弱者救済制度」の枠を超え、10年間の家賃補助で応援する入居者の対象が広がりました。(詳細は別紙「制度の詳細資料」参照)

つまり、取り組み方次第で空き家対策＝「家賃補助付住まい」+新たな仕事で地元の若者の流出防止と新たな移住者の確保にも活用出来ます。

提案及び応援 一般社団法人日本シェアハウス協会

(13) 老舗業界紙「住宅新報」平成 29 年 5 月 23 日号

第3種郵便物認可

住宅

戦略の在り処

7

国の住宅政策が「居住福祉」の方向に大きく舵を取り始めた。今秋施行される予定の改正住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)がそれを示している。

居住福祉を本格化

一部改正とされてはいるが「新法」と呼んでもいいほどの改編である。改正前の条文はわずか12条のみだったが、改正後は第9章まであり、全64条と大きく膨らんだ。最大の注目点は第4章に規定されている「登録制度」の創設である。住宅確保要配慮者の受け入れを拒否しない賃貸住宅を民間オーナーが提供する場合はその建物を「要配慮者専用住宅」として都道府県に登録できることになった。

また、空き家対策とも連動させるため、登録基準などを満たすために一戸建ての空き家やアパートなどの空室を改修する場合には、その改修費

一部改正とされてはいるが「新法」と呼んでもいいほどの改編である。改正前の条文はわずか12条のみだったが、改正後は第9章まであり、全64条と大きく膨らんだ。最大の注目点は第4章に規定されている「登録制度」の創設である。住宅確保要配慮者の受け入れを拒否しない賃貸住宅を民間オーナーが提供する場合はその建物を「要配慮者専用住宅」として都道府県に登録できることになった。

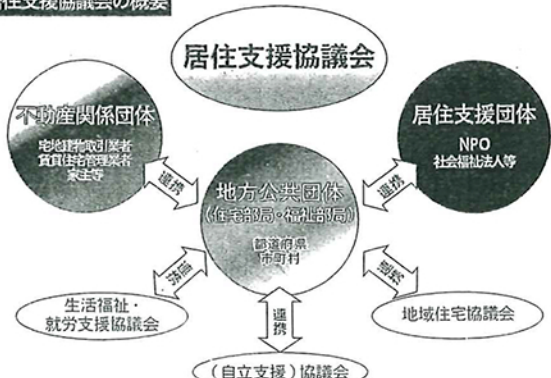
地元の人口増やす秘策登場

政策を読む

また、登録住宅に低額所得者(収入分位25%以下)が入居する場合には、国と自治体で2万円ずつ合計月4万円が補助される。また、登録住宅に低額所得者(収入分位25%以下)が入居する場合には、国と自治体で2万円ずつ合計月4万円が補助される。また、登録住宅に低額所得者(収入分位25%以下)が入居する場合には、国と自治体で2万円ずつ合計月4万円が補助される。

国の空家対策では共同居住型住宅(シェアハウス)の活用も重点政策の為、この分野の実績とノウハウを持つ当協会が事業化～運営に協力させて頂かなければ取り組み(普及)は難しいと思いますので協議会設立を応援させて頂きます。

居住支援協議会の概要



【設立されている区市町村単位の協議会】
北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、世田谷区、八王子市、調布市、日野市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

長い戦略が潜んでいる。(本多信博)

同省は目標として20年度末までに登録住宅を17万5000戸にしたいとしている。今年10月からスタートするとすれば、年間5万戸ペースとなる。また自治体にとっても、人口減少時代に入る今後は住宅確保が重要施策となる。高齢者や子育て世帯など幅広い層を対象にした今回の登録制度がうまく機能するかどうかで、自治体間の人口動態に大きな差が生まれる可能性は大きい。更に地域に根を張る不動産会社にとっては地元の人口減少傾向を少しでも食い止めることができるかどうかか死活問題となる。